



安全運転管理者等選任事業所への お知らせ

(安全運転管理者・副安全運転管理者その他関係者様)

自動車台数届出書の廃止について

今年度より「自動車台数届出書」の提出は不要になりました。

◎ 事業所で使用する自動車台数に変更が生じた場合は、

『安全運転管理者に関する届出書』(正・副)



の記載欄に、変更後の台数を記載して、事業所を管轄する警察署交通課まで届出をお願いします。

※令和2年6月5日より富山県警察本部ホームページから安全運転管理者等に関する届出書等のダウンロードが可能になりました。

(ただし、自動車台数変更の届出については、増車により副安全管理者を新たに選任することが必要な場合又は減車により副安全運転管理者を解任する場合にのみ届出が必要となります。)



※自動車台数に変更されても、副安全運転管理者の人数が
変更ない場合は、自動車台数変更の届出は必要ありません。

届出要領については、

『富山県警察本部ホームページ』

を参考にしてください。



安全運転管理者選任事業所の皆様へ

◆やさしく 思いやりのある運転を 推進しましょう◆